

Radiata Increase



FP3級

保険顧客資産 相談業務

2022 年 9 月
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

- 1.試験問題については、特に指示のない限り、2022 年 4 月 1 日現在 施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 2.問題は【第 1 問】から【第 5 問】まであります。
- 3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。
- 4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5.各問について答を 1 つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第 1 問】 次の設例に基づいて下記の各問《問 1》~《問 3》に答えなさい。

《設 例》

個人事業主である A さん（47 歳）は、公的年金制度からの老齢給付について理解を深めるとともに、老後の収入を増やす各種制度を活用したいと考えている。

そこで、A さんは、ファイナンシャル・プランナーの M さんに相談することにした。

＜A さんに関する資料＞

- ・ 1974 年 10 月 22 日 生まれ

公的年金の加入歴は下記のとおりである（60 歳までの見込みを含む）。

20 歳		47 歳		60 歳
国 民 年 金				
保険料 未納期間	保険料納付済期間		保険料納付 予定期間	
30 月	305 月		145 月	

※ A さんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》

はじめに、Mさんは、老齢基礎年金について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①~③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「老齢基礎年金を受給するためには、原則として、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が(①)年必要です。Aさんは、(①)年の受給資格期間を満たしていますので、原則として65歳から老齢基礎年金を受給 することができます。

Aさんが希望すれば、60歳以上65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合は、(②)減額された年金が支給されることになります。仮に、Aさんが60歳0カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合の減額率は(③)%となります」

- | | | |
|---------|---------|------|
| 1) ① 10 | ② 生涯 | ③ 24 |
| 2) ① 10 | ② 75歳まで | ③ 30 |
| 3) ① 25 | ② 生涯 | ③ 30 |

【答え】

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した、受給資格期間が① 10 年以上ある場合に、65 歳から受け取ることができます。

●年金の繰下げ・繰上げ

・年金の繰下げ支給

年金受給を最長75歳まで繰り下げことができます。

1ヶ月あたり0.7%の増額となり、 $12\text{ヶ月} \times 0.7\% \times \text{最大}10\text{年} = 84\%$ 増額となります。

・年金の繰上げ支給

本来65歳からの年金受給を最長60歳まで繰り上げることができます。

② 生涯減額された年金が支給されます。

1ヶ月あたり0.4%の減額となり、 $12\text{ヶ月} \times 0.4\% \times \text{最大}5\text{年} = \textcircled{3} 24\%$ 減額となります。

したがって正解は、1

《問 2》

次に、Mさんは、国民年金の付加保険料について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「仮に、Aさんが付加保険料を145月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額29,000円が上乗せされます」
- 2) 「老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合でも、付加年金の年金額は減額されません」
- 3) 「国民年金の第1号被保険者は、国民年金基金に加入することができますが、国民年金基金に加入した場合は、付加保険料を納付することができません」

【答え】

1) 適切 ○

●付加年金(付加保険料)

自営業者など国民年金の第1号被保険者を対象に国民年金の保険料に加えて付加保険料を納めることで受け取る年金を付加年金といいます。

付加年金の額は、月額保険料400円を国民年金の保険料に上乗せし納付し、**200円×納付期間**が老齢基礎年金に加算されます。

[本問の場合]

付加保険料を 145 月納付しているので、
200 円×145 月=**29,000 円**となります。

2) 不適切 ×

年金の繰上げ・繰下げを行うと、付加年金も**連動して**繰上げ・繰下げ支給されます。

3) 適切 ○

国民年金基金の1口目の給付には、国民年金の付加年金相当が含まれているため、国民年金基金に加入した場合、付加年金と同時加入はできず、国民年金の付加保険料を**納付することはできません**。

《問 3》

最後に、Mさんは、小規模企業共済制度について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①~③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための制度です。毎月の掛金は、1,000円から（ ① ）円までの範囲内（500円単位）で選択でき、支払った掛金は（ ② ）の対象となります。共済金（死亡事由以外）の受取方法には『一括受取り』『分割受取り』『一括受取りと分割受取りの併用』がありますが、このうち、『一括受取り』の共済金（死亡事由以外）は、（ ③ ）として所得税の課税対象となります」

- | | | |
|-------------|--------|--------|
| 1) ① 70,000 | ② 税額控除 | ③ 一時所得 |
| 2) ① 68,000 | ② 税額控除 | ③ 退職所得 |
| 3) ① 70,000 | ② 所得控除 | ③ 退職所得 |

【答え】

●小規模企業共済制度

小規模企業の経営者や役員・個人自営業主が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる制度で、

・掛金月額は、1,000 円から① 7 万円までの範囲内(500 円単位)で自由に選択できます。

・掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除として所得税・住民税に係る② 所得控除の対象となり、事業資金の借り入れもできるため、小規模企業の経営者のための退職金制度です。

・小規模企業共済の共済金の受け取り

一括受け取り→③ 退職所得

分割受け取り→公的年金等による雑所得

一括・分割の併用

→一括部分は退職所得・分割部分は公的年金等による雑所得

したがって正解は、3

【第2問】次の設例に基づいて下記の各問《問4》~《問6》に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、専業主婦である妻Bさん（59歳）との2人暮らしである。Aさんは、来年、60歳の定年でX社を退職する予定である。

Aさんは、退職にあたり、現在加入している生命保険を見直して、医療保障や介護保障を充実させたいと考えている。また、退職後の健康保険（現在、Aさんは全国健康保険協会管掌健康保険に加入）についても理解を深めておきたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが加入している生命保険に関する資料＞

保険の種類：定期保険特約付終身保険（65歳払込満了）

契約年月日：2008年10月1日

月払保険料：17,200円

契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん

死亡保険金受取人：妻Bさん

主契約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身

特約の内容	保障金額	保険期間
定期保険特約	1,100万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
入院特約	1日目から5,000円	10年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》

はじめに、Mさんは、生命保険の見直しを検討するにあたって、現時点の必要保障額を試算することにした。下記の〈算式〉および〈条件〉に基づき、Aさんが現時点で死亡した場合の必要保障額は、次のうちどれか。

- 1) 200 万円
- 2) 300 万円
- 3) 700 万円

〈算式〉

必要保障額=遺族に必要な生活資金等の支出の総額-遺族の収入見込金額

〈条件〉

- 1.現在の毎月の日常生活費は 35 万円であり、Aさん死亡後の妻 Bさんの生活費は、現在の日常生活費の 50%とする。
- 2.現時点の妻 Bさんの平均余命は、30 年とする。
- 3.Aさんの死亡整理資金(葬儀費用等)・緊急予備資金は、500 万円とする。
- 4.住宅ローン(団体信用生命保険に加入)の残高は、400 万円とする。
- 5.死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額は、2,000 万円とする。
- 6.Aさん死亡後に妻 Bさんが受け取る公的年金等の総額は、4,500 万円とする。
- 7.現在加入している生命保険の死亡保険金額は考慮しなくてよい。

【答え】

必要保障額とは、万が一の時に遺族が暮らしていける金額のことです。

必要保障額=遺族の支出-遺族の収入

[本問の場合]

●遺族の支出

[1] [2] 妻 B さんの生活費

$35 \text{ 万円} \times 50\% \times 12 \text{ ヶ月} \times 30 \text{ 年} = 6,300 \text{ 万円}$

[3] 死亡整理金、緊急予備資金=500 万円

※[4] 住宅ローン(団体信用生命保険)の残高は、**団体信用生命保険から支払われる保険金と相殺されるため加算しません。**

総支出=6,300 万円+500 万円=6,800 万円

●遺族の収入

[5]死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額=2,000 万円

[6]妻 B さんが受け取る公的年金等の総額=4,500 万円

[7]現在加入している生命保険の死亡保険金額は考慮しない。

総収入=2,000 万円+4,500 万円=6,500 万円

総支出 6,800 万円-総収入 6,500 万円=**必要保障額 300 万円**

したがって正解は、2

《問 5》

次に、Mさんは、生命保険の見直しについてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1)「厚生労働省の患者調査等の各種データによれば、入院日数は年々長期化しており、退院後の通院時の療養に係る費用負担も大きくなっていますので、医療保障を検討する場合は、入院や退院後の通院に対する保障を充実させることが大切です」
- 2)「介護保障を検討する際には、保険金額に加え、保険金等の支払事由が保険会社独自のものか、公的介護保険等の社会保障制度と連動しているものか等、どのような場合に保険金や給付金が支払われるか、加入前に確認しておきましょう」
- 3)「現在加入している生命保険を払済終身保険に変更した場合、死亡保険金額は減少しますが、現在付加されている入院特約は残り、月々の保険料負担は軽減されます」

【答え】

1)不適切 ×

厚生労働省の患者調査等の各種データによれば、医療技術の進歩や国の施策により、入院日数は年々短期化しています。

2) 適切 ○

民間保険会社の介護保険では、保険会社独自の基準を設けている商品等があるため、支払い要件等を確認する必要があります。

3) 不適切 ×

払済保険

保険料の払い込みを中止してその時点での解約返戻金を一時払の保険料として充てることで、保険期間は変えずに、保険金額は少ない保険に切り替えることができます。

元の契約に付加していた特約は消滅します。

したがって正解は、2

《問 6》

最後に、Mさんは、AさんがX社を退職した後の健康保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは、退職日の翌日から最長2年間、健康保険に任意継続被保険者として加入することができますが、保険料はAさんが全額負担することになります」
- 2) 「Aさんが健康保険の任意継続被保険者とならなかった場合は、国民健康保険に加入します。Aさんが国民健康保険に加入した場合、妻Bさんを国民健康保険の被扶養者とすることができます」
- 3) 「Aさんが国民健康保険に加入した場合、高額療養費の支給はありません。健康保険の任意継続被保険者には高額療養費の支給がありますので、退職後は、健康保険の任意継続被保険者になることをお勧めします」

【答え】

1) 適切 ○

●任意継続被保険者

退職後の医療保険制度の一つです。退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が2ヶ月以上、被保険者で資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に手続きをすれば、引き続き2年間健康保険の被保険者になります。

(保険料は全額自己負担)。

2) 不適切 ×

国民健康保険には被扶養者という制度はありませんので、加入者全員が被保険者となります。

3) 不適切 ×

国民健康保険にも、高額療養費制度はあります。

したがって正解は、1

【第3問】

次の設例に基づいて、下記の各問《問7》~《問9》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（50歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、先日、生命保険会社の営業担当者から、自身の退職金準備を目的とした下記の＜資料＞の生命保険の提案を受けた。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料＞ Aさんが提案を受けた生命保険の内容

保険の種類		： 無配当低解約返戻金型終身保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	：	X社
被保険者	：	Aさん
死亡保険金受取人	：	X社
死亡保険金額	：	5,000万円
保険料払込期間・低解約返戻金期間	：	65歳満了
年払保険料	：	310万円
65歳までの払込保険料累計額（①）	：	4,650万円
65歳時の解約返戻金額（②）	：	4,200万円（低解約返戻金期間満了直後）
受取率（②÷①）	：	90.3%（小数点第2位以下切捨て）
※解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。		

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》

仮に、将来 X 社が A さんに役員退職金 5,000 万円を支給した場合、A さんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、A さんの役員在任期間(勤続年数)を 40 年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- 1) 1,400 万円
- 2) 2,200 万円
- 3) 2,800 万円

【答え】

●退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

＊勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

$$70万円 \times (40年 - 20年) + 800万円 = 2,200万円$$

●退職所得の計算式

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

[本問の場合]

$$(5,000万円 - 2,200万円) \times 1/2 = 1,400万円$$

したがって正解は、1

《問 8》

Mさんは、《設例》の終身保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「当該終身保険は、保険料払込期間における解約返戻金額を抑えることで、低解約返戻金型ではない終身保険と比較して保険料が割安となっています」
- 2) 「Aさんの勇退時に、役員退職金の一部として当該終身保険の契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義を変更し、当該終身保険をAさんの個人の保険として継続することが可能です」
- 3) 「X社が契約者貸付制度を利用し、契約者貸付金を受け取った場合、当該終身保険契約は継続しているため、経理処理は必要ありません」

【答え】

1) 適切 ○

低解約返戻金型終身保険は、通常の終身保険と比べて保険料が割安に設定されています。

2) 適切 ○

会社から個人へ契約者・受取人の名義変更を行うことで保障を継続しながら現物支給をすることが可能です。

3) 不適切 ×

契約者貸付制度とは、生命保険を利用して、銀行からではなく、保険会社から、解約返戻金の所定の範囲内でお金を借りることができる仕組みです。

契約者貸付制度を利用すると、経理処理が必要となります。

●契約者貸付を申し込み、お金が振り込まれた場合の経理処理

借方	貸方
現預金 100	借入金 100

《問 9》

《設例》の終身保険の第 1 回保険料払込時の経理処理(仕訳)として、次のうち最も適切なものはどれか。

1)

借 方		貸 方	
定 期 保 険 料	155万円	現 金 ・ 預 金	310万円
前 払 保 険 料	155万円		

2)

借 方		貸 方	
定 期 保 険 料	310万円	現 金 ・ 預 金	310万円

3)

借 方		貸 方	
保 険 料 積 立 金	310万円	現 金 ・ 預 金	310万円

【答え】

契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、法人が保険金を受け取るため、支払い保険料の全額を保険料積立金として資産計上します。

[本問の場合]

年払保険料 310 万円は、全額、保険料積立金として資産計上します。

保険料は現金・現預金で通常支払うので、[貸方 現金・預金]として 310 万円を計上します。

したがって正解は、3

【第4問】次の設例に基づいて下記の各問《問10》～《問12》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの3人家族である。Aさんは、2022年中に一時払養老保険の満期保険金を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (50歳) : 会社員

妻Bさん (47歳) : 2022年中に、パートタイマーとして給与収入90万円を得ている。

長男Cさん (19歳) : 大学生。2022年中の収入はない。

＜Aさんの2022年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額 : 800万円

(2) 一時払養老保険（10年満期）の満期保険金

契約年月 : 2012年6月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

満期保険金受取人 : Aさん

満期保険金額 : 330万円

正味払込保険料 : 300万円

＜Aさんが2022年中に支払った生命保険の保険料に関する資料＞

(1) 終身保険（特約付加なし）

契約年月 : 2007年5月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

年間正味払込保険料 : 18万円（全額が一般の生命保険料控除の対象）

(2) 終身介護保険（死亡保障なし）

契約年月 : 2022年7月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

年間正味払込保険料 : 12万円（全額が介護医療保険料控除の対象）

※妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2022年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》

Aさんの2022年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 590 万円
- 2) 610 万円
- 3) 640 万円

資料＞給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	～ 180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

【答え】

・総所得金額

総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

・損益通算

所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[本問の場合]

給与所得と一時所得(一時払養老保険の満期保険金)は総合課税です。

●給与所得

給与収入-給与所得控除=給与所得

給与所得控除=800 万円×10%+110 万円=190 万円

給与所得=800 万円-190 万円=610 万円

・所得金額調整控除

一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定金額を給与所得の金額から控除します。

[適用対象者]

・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者

・給与収入 850 万円以上など

本問では、A さんには 23 歳未満の扶養親族がありますが、給与収入 850 万円以下なので所得金額調整控除はありません。

●一時所得

一時所得=総収入額-総支出額-特別控除50万円

330 万円-300 万円-50 万円=▲20 万円→0 円

総所得金額=給与所得 610 万円=610 万円

したがって正解は、2

《問 11》

A さんの 2022 年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①~③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i)「妻 B さんの合計所得金額は(①)万円以下であるため、A さんは配偶者控除の適用を受けることができます。A さんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、(②)万円です」

ii)「A さんが適用を受けることができる長男 C さんに係る扶養控除の額は、(③)万円です」

- | | | | | | | |
|----|---|-----|---|----|---|----|
| 1) | ① | 48 | ② | 26 | ③ | 38 |
| 2) | ① | 103 | ② | 38 | ③ | 58 |
| 3) | ① | 48 | ② | 38 | ③ | 63 |

【答え】

①

●配偶者控除

生計を一にする配偶者の合計所得金額が① 48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

②

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象 配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上の人)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

Aさんの合計所得金額は900万円以下で、一般の控除対象配偶者となり、配偶者控除額は② 38万円となります。

③

●扶養控除…扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

長男 Cさんは19歳で収入がないため、特定扶養者として③ 63万円の控除となります。

したがって正解は、3

《問 12》

Aさんの2022年分の所得税における生命保険料控除の控除額は、次のうちどれか。

- 1) 4 万円
- 2) 8 万円
- 3) 9 万円

【答え】

●旧生命保険料と新生命保険料の支払いがある場合の生命保険料額

新生命保険料に係る控除額 2012 年(平成 24 年)1月1日以後	
年間の支払保険料等の合計額	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,001 円から 40,000 万円まで	支払保険料等 $\times 1/2 + 10,000$ 円
40,001 円から 80,000 万円まで	支払保険料等 $\times 1/4 + 20,000$ 円
80,001 円以上	一律 40,000 円

旧生命保険料に係る控除額 2012 年(平成 24 年)1月1日以前	
年間の支払保険料等の合計額	控除額
25,000 円以下	支払保険料等の全額
25,001 円から 50,000 万円まで	支払保険料等 $\times 1/2 + 12,500$ 円
50,001 円から 100,000 万円まで	支払保険料等 $\times 1/4 + 25,000$ 円
100,001 円以上	一律 50,000 円

[本問の場合]

●終身保険

- ・契約年月:2007 年 5 月
- ・年間正味払込保険料:18 万円

2012 年(平成 24 年)1月1日以前の契約で、年間 18 万円支払っていますので、控除額 5 万円となります。

●終身介護保険

- ・契約年月:2022 年 7 月
- ・年間正味払込保険料:12 万円

2012 年(平成 24 年)1月1日以後の契約で、年間 12 万円支払っていますので、控除額 4 万円となります。

A さんの生命保険料控除額=5 万円+4 万円=9 万円
したがって正解は、3

【第5問】 次の設例に基づいて下記の各問《問13》~《問15》に答えなさい。

《設 例》

個人で不動産賃貸業を営んでいるAさん（70歳）の推定相続人は、妻Bさん（68歳）、長女Cさん（45歳）および二女Dさん（42歳）の3人である。

Aさんは、妻Bさんには現預金および自宅を、長女Cさんには賃貸ビルを相続させたいと考えており、遺言書の作成を検討している。また、Aさんは、現在、生命保険に加入していないため、相続対策として一時払終身保険への加入を検討している。

＜Aさんの推定相続人＞

妻Bさん : Aさんと自宅で同居している。

長女Cさん : Aさん夫婦と同居し、Aさんの不動産賃貸業を手伝っている。

二女Dさん : 会社員。夫と子の3人暮らし。

＜Aさんが保有する主な財産（相続税評価額）＞

現預金 : 1億3,000万円

自宅（敷地300㎡） : 5,000万円（注）

自宅（建物） : 1,000万円

賃貸ビル（敷地400㎡） : 1億2,000万円（注）

賃貸ビル（建物） : 6,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

＜Aさんが加入を検討している一時払終身保険の内容＞

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 長女Cさん

死亡保険金額 : 2,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》

公正証書遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「公正証書遺言は、作成された遺言書の原本が家庭裁判所に保管されるため、紛失や改ざんのおそれがなく、安全性が高い遺言といえます」
- 2) 「公正証書遺言は、証人 2 人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものです」
- 3) 「A さんが公正証書遺言を作成する場合の証人には、妻 B さんはなることができませんが、長女 C さんおよび二女 D さんは証人になることができます」

【答え】

	作成方法	証人	検認
公正証書遺言	公証人 2 名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記します。	2 人以上	不要

1) 不適切 ×

公正証書遺言は、作成された遺言書の原本が公証役場に保管されます。

2) 適切 ○

公正証書遺言とは、公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記する方法です。

3) 不適切 ×

[公正証書遺言の証人になれない人]

- ・未成年者
- ・推定相続人や受贈者・これらの配偶者および直系血族
- ・公証人の配偶者・四親等内の親族・書記および使用人

推定相続人(現在の状況で相続が発生した場合、遺産相続するはずの人)に、妻 B さん・長女 C さん・二女さんは該当しますので、公正証書遺言の証人になることはできません。

したがって正解は、2

《問 14》

Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①~③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 「妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、当該敷地の全部について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地（相続税評価額5,000万円）について、相続税の課税価格に算入すべき価額を（ ① ）万円とすることができます」
- ii) 「Aさんが加入を検討している一時払終身保険の死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。当該生命保険に加入後、Aさんの相続が開始した場合、長女Cさんが受け取る死亡保険金2,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は（ ② ）万円となります」
- iii) 「遺言により妻Bさんおよび長女Cさんが相続財産の大半を取得した場合、二女Dさんの遺留分を侵害する可能性があります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が3億6,000万円である場合、二女Dさんの遺留分の金額は（ ③ ）万円です」

- | | | |
|------------|---------|---------|
| 1) ① 1,000 | ② 500 | ③ 4,500 |
| 2) ① 2,500 | ② 500 | ③ 9,000 |
| 3) ① 1,000 | ② 1,500 | ③ 9,000 |

【答え】

①

小規模宅地の特例

主な財産は自宅や事業用資産ですが、多額の相続税がかかるために、それを回避できるように設けられた特例制度です。

[限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

Aさんが保有する主な財産（相続税評価額）>

現預金 : 1億3,000万円
自宅（敷地300㎡） : 5,000万円（注）
自宅（建物） : 1,000万円
賃貸ビル（敷地400㎡） : 1億2,000万円（注）
賃貸ビル（建物） : 6,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

本特例の評価減額=相続税評価額×適用上限/敷地面積×減額割合
=5,000万円×300㎡/300㎡×80%=4,000万円

算入すべき価額=5,000万円-4,000万円=① 1,000万円

②

・みなし相続財産とは、相続税を計算する際は相続財産とみなして相続税を課税する財産のことです。

・死亡保険金の非課税限度額
500 万円×法定相続人の数

本問の法定相続人は、妻 B さん・長女 C さん・二女 D さんの 3 人です。
500 万円×3 人=1,500 万円

相続税の課税価格に算入する額

死亡保険金 2,000 万円-非課税限度額 1,500 万円=② 500 万円

③

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。
法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

[遺留分の割合]

遺留分権利者が 直系尊属のみの場合	遺留分権利者が 直系尊属のみ以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

[本問の場合]

本問の法定相続人は、妻 B さん・長女 C さん・二女 D さんの 3 人です。

二女 D さんの法定相続分:1/4

二女 D さんの遺留分:1/8 (1/4×1/2)

二女 D さんの遺留分額:3.6 億円×1/8=③ 4,500 万円

したがって正解は、1

《問 15》

仮に、Aさんの相続が現時点(2022年9月11日)で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額(「課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額」)が2億8,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 6,700 万円
- 2) 8,700 万円
- 3) 9,900 万円

資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	～	万円以下		
		1,000	10%	—
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円

【答え】

[課税遺産総額]

課税遺産総額=2.8 億円

[相続税の総額の基となる税額]

法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

本問の法定相続分は、妻 B さん 1/2・長女 C さん・二女 D さん 1/4

●妻 B さん

2.8 億円 $\times$ 1/2 = 1 億 4,000 万円

1 億 4,000 万円 $\times$ 40% - 1,700 万円 = 3,900 万円

●長女 C さん

2.8 億円 $\times$ 1/4 = 7,000 万円

7,000 万円 $\times$ 30% - 700 万円 = 1,400 万円

●二女 D さん

2.8 億円 $\times$ 1/4 = 7,000 万円

7,000 万円 $\times$ 30% - 700 万円 = 1,400 万円

[相続税の総額]

3,900 万円 + 1,400 万円 + 1,400 万円 = 6,700 万円

したがって正解は、1

